

# 仙北市行政評価試行要綱

平成20年6月5日

改正 平成22年4月1日

改正 平成24年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、仙北市が行う行政評価試行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 評価の対象機関は、市長部局及び各行政機関とする。
- (2) 政策評価 市が目指すべき方向を示す政策の評価
- (3) 施策評価 政策目的を達成するための手段である施策の評価
- (4) 事務事業評価 施策目的を達成するための具体的な手段である事務事業の評価
- (5) 事後評価 実施後に目的が達成されたかどうか把握するために行う評価
- (6) 事前評価 実施前に最適な方法を選択するために行う評価

## (評価の目的)

第3条 行政評価は、政策、施策及び事務事業を継続的に評価することにより、次に掲げる事項を実現し、もって、財源、人材等の資源を有効に活用した施策の展開を図ることを目指すとともに、市民生活の向上を図ることを目的とする。

- (1) 施策並びに事務事業の目的及び目標を、数値等を用いて客観的に明らかにする。
- (2) 施策及び事務事業の有効性、効率性、必要性等市民の視点で評価し、成果を管理する。
- (3) 評価結果を施策展開並びに事務事業の見直し及び改善に活用する。
- (4) 職員の目的意識及びコスト感覚を醸成し、一人ひとりの職員が意識改革を目指す。

## (評価の対象及び時点)

第4条 行政評価の対象は政策、施策及び事務事業のすべてとし、評価の時点は、政策、施策及び事務事業の実施後、実施前とする。

## (評価の主体及び方法)

第5条 行政評価は、毎年度別に定める要領に基づき、別表第1に定める評価表により実施する。

- 2 前項の評価表の作成は、各課等がそれぞれ所管する政策、施策及び事務事業について行うものとする。

## (評価委員会の設置)

第6条 行政評価の客観性及び透明性を高めるため、仙北市行政評価庁内評価委員会（以下「庁内評価委員会」という。）を設置する。

（1） 構成

ア 委員は、副市長、各部長、総務課長、財政課長、企画政策課長及び市長が指名した課長等により組織する。

イ 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

（2） 会議

ア 委員長は、委員会を招集し、その運営を行う。

イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席及び説明を求めることができる。

2 前項に掲げる庁内評価委員会のほか、行政評価に関する意見を求めるため、市民で構成する評価委員会を別に設置することができる。

（評価結果の公表）

第7条 市長は、評価結果について市民にわかりやすい方式等を用いて毎年度公表する。

（評価結果等の活用）

第8条 評価の結果については、事務事業等の改善及び見直し、並びに予算への反映並びに仙北市総合計画の進行管理に活用する。

（行政評価制度の充実及び改善）

第9条 市長は、行政評価制度を推進するため、継続的にその充実及び改善に努めるものとする。

（庶務）

第10条 行政評価に関する庶務は、総務部企画政策課において処理する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月5日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令第11号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。